

旅費規定

姫路市・西播介護サービス事業者連絡協議会の会長が認めたものの交通費について下記の如く定める。

- 1) 交通費
出発地点から到着地点までの交通費（ただし特別料金を含む）
- 2) 食費代・粗品代
領収書の金額
- 3) 対象者
会長が認めたもの

上記とした理由

- ・事務処理を簡潔にする

附則

この規定は、平成30年5月17日から施行する。